

飯田市と国立大学法人信州大学の包括的連携に関する協定書

飯田市（以下「甲」という。）と国立大学法人信州大学（以下「乙」という。）は、次のとおり包括的連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙の包括的な連携のもと、資源及び研究成果等の交流を促進し、産業、教育、文化、医療、学術研究等の分野で相互に協力し、地域の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について連携・協力する。

- （1）地域産業の振興に関すること
- （2）教育・人材育成に関すること
- （3）地域文化の振興に関すること
- （4）地域医療・福祉に関すること
- （5）自然・環境に関すること
- （6）学術研究に関すること
- （7）まちづくりに関すること
- （8）その他両者が必要と認める事項

（実施内容）

第3条 前条に掲げる連携事項の実施内容は、甲及び乙において協議の上、決定するものとする。

2 前項に関し、甲及び乙は、必要に応じて別途契約を締結するものとする。

（連携協議会）

第4条 前条の連携事項を円滑に推進するため、必要に応じて連携協議会を設置することができる。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間満了後を問わず、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、両者の合意により更新することができる。

（その他）

第7条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について必要がある場合は、両者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、それぞれ署名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 元 年 1 2 月 2 6 日

長野県飯田市大久保町 2534 番地
飯田市長

牧野 光朗



長野県松本市旭 3 丁目 1 番 1 号
国立大学法人信州大学長

濱田 州博

